

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			
1. Xは本件決議について、その決議の市況に法令違反が			
ありとて株主総会決議取消 の訴え (会社法(以下略))			
831条(項1号)を根拠として請求している。			
このように請求は認められるか。			
2. 本件決議は平成29年6月24日に採られたものであり、Xの			
訴え提起は平成29年8月1日になされているから、「株主総会等			
の決議の日から三箇月以内」であり、出訴期間内といえる。			
またXは「株主等」にあたる。			
被告はY社である(834条1号)			
3. 本件では、 平成29年3月 平成29年3月にBが死亡したことから、Bの			
子であるCとDがBの保有していたY社株式200株を相続し			
ている。			
株式は株主権を有するものから単に可分債権と同			
視することはできず、当然の割合により共有遺産の割合が定められ			
4. 相続人の共有に属するものと解する。(民法848条参照)			
そして二人の持分比率は法定相続分より50:50である。			
5. 株式が二人以上ある者が共有に属する場合の規定は106条に			
あり、共有者は当該人等についての権利を行使する者1人を定め			
て会社に知照通知をしなければ権利行使が許されない旨定			
められている(106条本文)			
6. もっとも、「株式会社等が当該権利を行使することに同意した			
場合は、この限りでない」(106条ただし書)とされているから、			
本件ではAがY社として(349条4項参照)Cに知照、その共有			
に属する株式全部につき議決権行使を認めていることから、C			
とDとの間で合意が成立しているから、106条ただし書によ			
り権利行使が認められると見える。			
しかし、106条の趣旨は、株式が二人以上ある者が共有に属する場合			

本問は106条但書の
問題であることに
気づいている。

合に、各々の相続人に対して持分に応じて個々の権利	
行使を許せば「会社の業務が煩雑になること」から、会社の事	
務上便宜のために権利行使を認め、その通知を要	
求しないものと解する。	
5	このように趣旨からすると、106条ただし書は会社法が当該権利
行使に同意した場合には権利行使者の人数又は名称の通知	
を要しないことを意味するにとどまり、権利行使者の決定	
その自任は民法の共有の規定に拘束されるものというべきである。	
そして権利行使者の決定 を決定 議決権の行使を指すこと	
10	は本件においては特に
こう、これは民法にいう管理行為に該当するものであるから、各	
共有者の持分の割合に従い、その過半数で決するこれにはな	
(民法45条本文)。	
5. 本件ではCとDの持分比率は前記の通り50:50である	
から、106条一項の定め過半数を有することには足りず、権利行使	
者の定めには両者の合意を要する。	
しかし、本件議決案に賛成するCと反対するDとの間で合意が	
成立しているから、Cの議決権行使は民法の共有の	
規定に反するものであり、前記の理由からY社がCの議決権	
行使を認めたとしても違法とはいえない。	
20	したがって、Cが本件議決案の採決において議決権200個を
全部につき賛成票を投じたことは決議の市況に法令違反	
があるといえる。	
6. もっとも、決議の市況に法令違反がある場合でも裁量棄却に	
25	対請求が棄却される余地がある(831条2号)
本件におけるCの議決権行使は民法の共有規定に反するもの	
であり、他の共有者であるDに著しい不利益をもたらすものであるこ	
とからして「その違反する事案が重大でない」とはいえない。	
また、Cは本件議決案の討論においていつかAがEとXに	
30	対して質問を仰っており、それによって本件主として議決権の行使

規定の趣旨を正確に
読み取れている。

会社法同意とは、
個々の持分に応じて
議決権行使を許す
と定めたが、普通だと
思っている。

瑕疵が成立してい
ない。

管理行為にあらず
理由がみれば、な
りよかったです。

事実関係と趣旨に
あてはめられている。

Cの出席・質問が
採決の権利も認め
てはいけません。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABOD)

① 与えたものであつたとしても明らかでないといふから、Cの議決権行使が「決議に影響を及ぼさない」といふことができない。

また、本件議決案が賛成多数で可決したから、反対票を150票だけ投じているからといって、その差はあつたとしても、Cの議決権行使が「決議に影響を及ぼさない」といふことができない。

② 以上より、本件議決案の取消を請求するに当たって裁量棄却は認められない。

7. したがって、Xの株主総会決議取消を請求する認められない。

10

・客観的にみれば、Xの株主総会決議取消を請求する認められない。

・比較的にみて、Xの株主総会決議取消を請求する認められない。

・目次が及ぶように、Xの株主総会決議取消を請求する認められない。

15

例) 1. 106条但書の適用。

2. 裁量棄却。

・裁量棄却の部分で、Cが議決権行使したことが、Xの株主総会決議取消を請求する認められない。注意して下さい。

・事実は、Xの株主総会決議取消を請求する認められない。

20

この調子で、Xの株主総会決議取消を請求する認められない。

25

Cの議決権の行使の有無に関わらず、本件決議は可決した。

↓

Cの質問内容によつて、決議に影響を及ぼす。

社本

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

B

⑤ Xは本件決議について、会社法(以下省略する)831条(項1号)に基づいて、株主総会決議取消し請求を請求すると考えられる。かかる請求は認められるか。

1. 請求が認められるためには(1)Xが「株主等」にあつたこと、

②株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し又は著しく不公平なときであること、③~~決議~~裁量棄却の余地がないこと、④株主総会等の決議の時から3ヶ月以内に提起されていること、が必要である。

(1) 本件では、XはY社の専務取締役であったが、本件決議において、Xを取締役から解任する議案が可決されているから、当該決議の取消しにおいて取締役となる者にあつた。よって831条1項株主後取扱いXも株主等、と同様に扱われる(①充足)。Xも株主とされている(②充足)。

(2) また、本件決議は平成29年6月24日に行われているが、~~本件株主総会~~3ヶ月以内の平成29年8月1日に提起されている(③充足)。

(3) 次に、本件決議の方法は会社法106条に違反するといえるからCはY社代表取締役AにCが共有する株式全部につき議決権行使を認められているため、106条但書きが適法となるのではないが、106条但書きの位置付けが問題となる。

ア 王が、本件では平成29年3月にBが死去したことにより、Bが持つY社株式200株について、Bの2人の子であるCとDが共有するに至っている。よって、Cは、Y社に對して自らが権利行使する旨を通知していないので、和当該株式の権利を原則として行使できない(106条本文)。

イ よして、~~106条~~ただし書きは、株式会社Yが当該権利

論点とはいずれももつと22007にまとめるのに工夫しよう。

問題の所在を正確に理解できています。

1 ページ
裏面へ

行使すること同意の場合に通知がなくても権利行使できると定めている。しかし、106条ただし書きは民法の共有に関する規定に對する特別の定めである106条本文の適用が株式会社の同意において排除されることを定めているものであると解される。したがって、権利行使者の手続及び通知を欠く議決権の行使が株式会社の同意において適法となるためには、原則に戻り、議決権の行使が民法の共有に関する規定に於て、たものである必要がある。

共有に属する株式についての議決権の行使は、各行使が直ちに株式の処分又は株式の内容の変更につながるなどの特段の事情がない限り管理行為であるから、民法252条本文により各共有者の持分の割合により決まる過半数により決まる。

ウ 本件では、本件決議はXを取締役から解任する議案であり、議決権の行使は株式の処分又は株式の内容の変更につながることはないから、管理行為にあつた。

CとDの持分比率は50:50であるから、議決権の行使に必要な持分の割合の過半数といふためには、Cのみの持分では足りず、Dの同意が必要である。よってCの議決権の行使は民法252条本文に違反しているから、結局株式会社の同意があつたとしても、違法であつたといえる。

エ よってCの議決権の行使は民法252条本文に反し、決議の方法に法令違反があるといえる(②充足)。

(4) 最後に、831条1項の提起があつた場合において、株主総会等の決議の方法が法令に違反するときであっても、その違反する事実が重大でなくかつ、決議に多少影響を及ぼさないものであると認めるときは、裁量に依りて裁量

判例の理由について正確に理解できています。

現案もみれば

丁寧に論議できています。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

--

無効である(831条2項)ので、本件の~~会社法~~法令違反が重大であるか又は決議に影響を及ぼすものであるかについて検討する。

ア 本件では、本件議案について、賛成議決権140個、反対議決権が2150個であったが、仮にCが株式決において議決権2001個を反対票に投じていたとしても賛成議決権は2450個、反対議決権は2350個となり、結局賛成多数で可決したものと考えられる。

④ ⑩ またCは本件議案の言明論において「いづかA及びXに対して質問を行ったが、それが他の株主にどの程度の影響を与えたかは定ではない。」

結論が書かれていないので。

イ しかし、決議方法の違反は、性質・程度から見て、AがXを追い落とすための策として、前日にDから議決行使者を定めていた連絡を受けていたにも関わらずあえてCに株式全部につき合意と認めており、重大な瑕疵があるといえる。よって、その瑕疵が結果に影響を及ぼさないとき認めらるべきで、裁判所は、決議取消の請求を認容すべきである(④充足)。

出席質問の事実が許エドハルについて認められる。

2. 以上より、①~④を全てみたすから、Xの請求は認容される。

以上

3 ページ
裏面へ

答案作成お疲れさまでした。
答案全体が読みやすく、よかったです。
判例についても、正確に理解されている点、好評です。

5 問題文の事実をうまく使っています。
この調子で頑張ってください。

辻本

10

15

20

25

30

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
高 法			

評価(ABCD)

A

1. Xは、会社法831条に基づき、本件株主総会決議取消しの訴えをすることができると主張している。かかる訴えが認められるか。

(1) まず、XはY社の株主である。また、本件決議は平成29年6月24日になされたもので、上記訴えは、平成29年8月1日になされているから、「三箇月」の出訴期間を満たす。

7は、831条1項各号の要件は認められるが、⁽¹⁹⁾「法令違反」を検討する。本件では、Cの有していた株式は、BからDとくに相続^(882条)したものであるため、Dとの準共有(898条、264条)であったといえる。そうだとすれば、Cは、その議決権行使にあたり、会社に対し通知(会社法106条本文)する義務があった。もとより、Cは、かかる権利行使につき、Y社の代表取締役(349条4項)であるAから承諾を受けているため、会社の同意(106条但書)にあったといえる。

そこで、共有に属する株主に関する議決権行使につき、会社に対する通知を欠く場合、会社の同意により、その行使が適法になるかという問題となる。

ア まず、会社法106条本文の規定は、~~共有~~共有に属するものの権利行使に関する民法の「特別の定め」(民法264条但書)に当たる。そして106条但書は、会社の同意により、106条本文の規定の適用を排除する規定であるとして、解決される。そうだとすれば、106条但書の同意があったとしても、民法に規定する共有の権利行使の規定に違反する場合は、やはり違法である。そして、共有に属する株式の議決権行使は、かかる行使により直ちに株式処分される場合や、株式の内容が変更される場合などの特段の事情がない場合は、共有物の管理行為として、民法252条に従い、持分価格に従い、その過半数者の合意が必要となると同解する。

同意は106条但書の「同意」として有効か? が争いとなる。

やや細かい問題設定だが、

理由がけおこす。

規範バッチリだ。

1 ページ
裏面へ

イ. 議決権行使について検討する。まず、Cは、共有の株式に同じ議決権を行使する。総会決議で決定された内容は取締役Bの解任についてであり、~~議決権行使により~~議決権行使により、株式の処分や、内容の変更を目的とする特段の事情は存在しない。⁽²⁰⁾民法252条の管理行為として、要件を満たすのに対し、~~議決権行使により~~Cは、2分の1であるため、過半数の要件を満たさない。

7. したがって、Cの議決権行使には、民法252条違反という~~違法~~決議方法の法令違反(831条1項1号)が認められる。

(2) 仮に、裁判所による裁量集却(同条2項)がなされる場合、この点、Cは違法に行使した議決権数は、200株分であるといえる。仮に、賛成票を投じたかき議決権を行使したかき、あるいは、Dが行使し、反対票に200株分を投じたとしても、賛成議決権が2650個、反対議決権が2150個である本件においては、その結果をくつぐすことにはならない。また、Cは本件議案の討論において、いつかAおよびXに対し質問を行っているが、他の株主に影響を与えたかというかは不明である。Cは、Y社の200株の共有持分を有する~~正当な権利者であること~~を主張すれば、他の株主に対する影響を有していたとはいえない。そうだとすれば、「決議に影響を及ぼさないもの」という要件は満たされる。

しかし、上記法令違反は、~~違法~~株主総会決議の議決権行使に関する違反である。そして、株主総会決議は、会社の基礎にかかわる重要な決議であることから、議決権の行使に関する不正は、軽微な瑕疵であるとはいえない。また、本件において、Cは違法に議決権行使をするに至ったのは、Aと対立するXを取締役から追いつきしと主張するAの不正な行為に起因している。すなわち、Aは、Cは、Dとの間で共有株式の権利行使について合意を成立させていないと知りながら、Bを追いつきしため、Cの議決権行使を誘ったという事実が存在しているのである。そのため、かかる場合、本件決議を有効とするには、かかる不正を違

Cの開始が認められることも、無効は、

株主は親族を中心に1に20名程度、いはいはい、それらの影響がみられる。

Cの総会への出席は、そのことも認められ、いはいはい、それらの影響がみられる。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)
A

②

5

10

15

20

25

認することにつながる。この事情を考慮すれば、上記法令違反は「重大な」とはいえない。したがって、裁量棄却は認められない。

2. よって、Xの事件標立訴訟取消の訴えは認めらる。

以上。

答案作成がわかってきました。

Xのハリのついた文章で、重要な争点に分量を割き、素晴らしい答案だと思える。

あつはめについて、問題文にみえ事案をうまく使っている。この調子で頑張ろう。応援している。

計本

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
会 社 法			

B

第1. Xの原告適格

1. ~~改正~~は、~~会社法~~831条項に基づき、株主総会の決議取消の訴えを提起することとする。

また、Xは、Y社の株式であり、言え提起時は、平成27年8月1日であるところ、本件~~訴訟~~決議は、平成27年6月24日であるが、出訴期間を充たす。

吾々七七、後述 昭成、本件決議に於ける。Cの殿

また、株主では、一般に、株主総会が適正に行われることについて、利害を有するか、自己に与へられた瑕疵たれども、あつかる瑕疵を主張できる。

3. したがって、Xには、~~主張内容~~が原告適格性あり。

第2. 取消事由

では、本件決議に、取替事由(会社法、831条1項各号)が認められるかにつき述べる。

1. C1=より議決権行使

11. Cが本件総会で行使した200株の議決権は、CとDがBが相対し、共有状態にある株式に基づくものである。よって、C、D間において、権利行使者の指定及び通知(会社法106条B)は存在しない。

なお、権利行使者の指定において、第36条の3、1に「
を反対すれば、指定ができず、議決権を行使することがで
きない」と解することは、会社運営を停滞させ、ひいては株
主の不利益となることから、権利行使者の指定は、
可半数の賛成で行われると解する。そのため、~~30株以上~~持
つ株主が50%である。このみの判断で権利行使者の
指定があったと解する余地はない。

4. 又、乙、丙の議決権行使の申立に對し、Y社代表取

邦の「国民」といふ
 ものの、決然と主権の
 移転をやり、これに
 賛成に出るにしよう
 はない。その移転の手段
 変えないで。
 中絶してお討ちを
 受けて、移転をしない
 べつ。村主が決然と消
 の移転を要求する
 という論議は出来ない。

H9年11月10日の文書に
頭に入っている。"
よくわかるように。

12 ページ
裏面へ

ち

締役であるAが、認めている。そのため、会社法、106条1項
の適用。但書の適用があるが、その効果につき述べる。

3. 同項但書の趣旨は、議決権の行使は基本的に共有状態におき、議決権の行使は、本来民法252条に従うべきであるところ、相続人全員の意向を聞いて判断することに

とは争間で争うことから、会社法106条1項は、会社の事務の
処理の便宜として、権利行使者を定めることを要求してい
るのである。よって、同項但書は、会社がその便宜を放棄す
るならば、権利行使者の指定・通知は、不要である。
10) にしてもよい。この趣旨に出たものである。

したがって、同項但書が適用される場合には、同項本文の
根拠がなくなるためであり、原則通り、共有関係に従っ
て行使すべき議決権を行使することになる。

その場合、言え17、議決権の行使は、并株主権
の行使であり(会社法105条1項3号)、管理行為と言え
るため、~~干渉干渉~~持株の可半数により、その行使は
決せぬ(民法252条)。また、株式の処分、変更と内
容とは、議案については、株主の変更であり、民法251条、
全員の同意を要す。

20 1. 本件では、Cの持分は50%であり、また、残りの50%を有するDは、権利行使について、反対している。そのため、本件議案~~案~~に対する、議決権行使については、できない。

3) したがって、本件決議には、株行使すべき者か
議決権を行使したという点で、106条/項但書の趣旨
及び309条/項に反しており、決議方法の法令違反(会
社法831条/項)が存在する。

2. Xによる議決権行使。
本件紙令では、Xが株主として出席している。本件議案
30 の対象であるXが株主として出席している。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

商切分問題

時代は江戸
 = 平井月 (阿久月)
 に当たるように
 言はされてい
 る。若草に
 (R2264)
 本文? にゆかり
 「原則」のR22
 にある。そのR22
 4行目から5行目に
 709とある。

H27刊例の
学級制の創設に
関する部分については
さういふ言及が
ない。これは誤り。

瑞穂の行状を
よく知れり。

ページ

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

	会社法831条項3号「特別の利害関係者」有持者は他の株主に必要利益を議決に与へ有持者をいふこと、自ら自己の解任について、中立的立場から、会社の利益のために、議決権を行使するには、期待し難いものとする。
5	Xは、特別利害関係者にあたる。 しかし、本件決議は、可決に終わっている以上、Xの議決権行使により、著しく不当な決議がなされたとは言えない。 そのため、この点は取消事由にならない。
	3. また、Aは、Xを
10	第3. 裁量棄却の余地 第2で述べた通り、本件総会決議には、決議方法の法令違反という瑕疵がある。そのため、裁量棄却(会社法831条2項)の余地があり、この点、検討する。
5	1. 仮に(1)におき、議決権行使がなされたとしても、賛成
15	席株主が4600の議決権数が4600個、賛成議決権数が、2400個と、定足数(会社法301条1項参照)も結果として必要数上、本決議に影響はない。
	また、Cが討論に参加した点も、
20	2. もっとも、Cは、本件議案の討論に参加し、Xに有利ないくつかの質問をいふ。質問におき、他の株主の影響は、不明であるが、Y社は、公開会社であるものの、非上場会社であり、株主数も、20名程度の親続経営の会社である。そのため、Y社の株主は、一般的な公開上場会社と異なり、経営に対する関心が強く、討論の内容
25	容を、如実に、議決権行使した可能性が強い。 そのため、Cにおき、本件総会での質問による議決権行使が「決議に影響を及ぼさないものではない」として

決議方法の法令違反が、裁量棄却の余地が与えること、この点、検討する。

非上場会社、株主数20名という、親続の事情を生じる、十分に評価すべき点。

	認められない。 したがって、裁量棄却の余地はない。 第4. 以上より、Xの請求は認められる。
	以上、
5	
10	文章の流れが良く、読みやすい。答えが正しい。 特に、十分な法知識が示されていること。 読み手に伝わる。答えです。 この調子で、問題をこなして下さい!
	(添削: 7月8日)
15	
20	
25	
30	

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

B

1. Xは会社法(以下、略)831条1項1号に基づき、本件決議に反対株主総会決議取消しの訴えを提起している。

この請求が認められるためには、①「~~株主等~~」が、決議の日から「三箇月以内」に取消しを請求すること、②招集の手続又は決議の方法に瑕疵があることが必要である。

2. 要件①・②充足性

(1) 要件①

Xは、Y社株主であり「株主等」といえる(○)。本件決議は平成29年6月24日に行われており、訴えの提起日が平成29年8月1日であるので、決議の日から「三箇月以内」に取消しを請求している。

おて、要件①は満たされる。

(2) 要件②

ア Xは、106条違反を根拠として「決議の方法の法令違反である」と主張しているものと看做されるが、この主張は認められる。

イ 株式の共有については、~~其の共有者(105条1項参照)の共有者~~

本件において、8の死亡後、CとDはY社株式200株を相続している(民法828条、897条1項、896条)。そして、株式の共有権(105条1項参照)をDとCが有していることから、~~単独所有の状態であるといえる(民法264条)~~。

そこで、原則として、決議権の行使は、単独所有の管理として、持分の1/2の過半数で決される(民法264条、252条)。また、

例外的に、「法令に特別の定め」がある場合にはその定めによる。但し、106条は、このいう「特別の定め」とは。そして、106条1項は、民法264条、同法252条、同法253条に準じて受ける。つまり、単独所有権の持分の過半数の決定により行使することによって決される場合と前提がある。

ウ 本件において、CとDの持分比率は50:50であるから、CとDの間において~~単独所有~~106条1項に基づき権利行使の通知は行われていない(事実上参照)。そこで、106条1項の適用は認められない。

民法の共有に関する規定は、~~民法106条1項の適用は認められない~~。H27判例は、~~民法106条1項の適用は認められない~~。H27判例は、~~民法106条1項の適用は認められない~~。

H27判例は、~~民法106条1項の適用は認められない~~。H27判例は、~~民法106条1項の適用は認められない~~。

ページ

裏面へ

5 CとDの持分比率は、50:50であるが、本件決議に賛成するCと反対するDとの間で意見は割れており、単独所有権の持分の過半数により決議権を行使することが決まれているとはいえない。

5 この点については、株主総会事務局はCから、合意の成立があるとの連絡を受け、Dから合意の連絡がないとの連絡を受けているから

オ 以上より、民法264条1項、252条1項に反し、Cが決議権を行使させたことは、106条1項に反しており、決議の瑕疵があるといえる。よて、要件②も満たされる。

10 3. 要件①②が満たされるとしても、本件取消しの訴えは、「~~株主総会決議の取消し~~」に基づき、~~決議の方法の法令違反~~に反している場合であるので、831条2項に基づき、~~取消しを請求することはできない~~。

5 (1) 取消しを請求する権利は、~~重大な瑕疵があること~~、かつ、~~決議に影響を及ぼすものであること~~により認められる。

15 (2) ①について
本件において、株主総会事務局はCから、合意の成立があるとの連絡を受け、Dから合意の連絡がないとの連絡を受けており、CとDの間で合意の過半数の決定が行われていることを知っているものである。それにも

20 かわり、200国の決議権が重なることになるから、おて106条1項に反し、Cに決議権を行使させている。

6 また、本件において、Y社は親族と株主とがある(公開会社であるが、~~株式会~~会社であるので、~~支配権~~の所在は重要である)。

25 このように、Y社が平成17年106年1項に違反したと、瑕疵があるもののあつて本件決議はY社の中でも~~重なる~~重なる意思のもとから、違反する事実が重大であるといえる(①)。

(3) ②について
次に①が認められるとしても、本件においてCは本件決議の討論

30 においてAおよびBに対して質問を行っている。他の株主への情報提供もあつたのから見て、CはAとBの良き者であり、~~株主~~Xの解任に賛成を投じていることから、~~AとBはCとAに有利~~

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

ページ

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価 (ABCD)

科目名	区分	学籍番号 (在学時)	氏名
会社法			

CPは憲法に依りて行使する権利を認められ、
も、憲法第11条に
過半数の議決を要する。

5 10 15 20 25

1. 多数が主として考慮される。—— 裁判官については
また、一審裁判官2650人、二審裁判官2150人（以下、200
人の裁判官）が裁判官の行使がなければ、裁判官は行使され得ない
といえる（309条1項）。なお、裁判官自身は不可分の行使が認められること
を考慮され、そうすると100人程度の行使が認められていると認められるので、
裁判官裁判には多数が主として反対を考慮される。しかし、裁判官は
不可分の行使の段階では、不可分であると認められるので、この反対は認められ
ない。（2）「不足」
（4）「不足」を認めることもない。
4. 以上より、Aの請求は認められる。
(以上)
読み取れにたいして、文章は可読、本文も漏れなく採点されている。
この箇所を元々張ってほしい!! (添削: 9月18日 入稿)

ページ

裏面へ

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)
B

第1. 問題点

1. XはY社の「株主等」であり、本件総会から「三箇月」以内に株主総会決議取消しの訴え(会社法82条本文、以下法条略)を提起している。Xはこの訴えの中で「株主総会等の決議の方法が法令…に違反する(83条1項1号)の事由として、本件総会でCの所有する株主の取扱いが106条本文・同ただし書に反することを主張することが考えられる。これは認められるか。

2. まず、本件でXの主張する違法事由はX個人の株主権によるものでなく、~~他の株主~~他の株主にCによるものである。もっとも、株主は公正・適正な株主総会の運営を享受する権利を有しているため、他の株主に主じた違法事由についても争うことができる。

よって、XがC・Dの違法事由について争うことに問題は無い。

3. では、C・Dの株主の取扱いに106条の違法はあるか。
 (1) まず、BはY社200株の株主であり、たまたま、死によってC・Dに法定相続分に従って50:50の持株比率で取得し、株主となっている(民法822条、896条)。

そして、株主権とは、経済的利益を受ける自益権のみならず、株主総会での議決権行使といった意思決定権としての共益権も含むものであり、当然に争奪されるものでなく、準共有に属する(89民法898条、264条)。

よって、本件でBの株式200株はC・Dの50:50の持株比率で準共有となっているため、原則としてC・Dどちらからも200株の議決権行使…者としての通知を株式会社に、Y社に通知をしなければならぬ(106条、議決権行使をすることができない(106条本文)、もっとも本件でC・Dの通知は行われていない。

(2) では、Y社側が、106条ただし書により、CとDのいずれか一方を「議決権行使者としての同意をすることはできない」。

本件9.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31.32.33.34.35.36.37.38.39.40.41.42.43.44.45.46.47.48.49.50.51.52.53.54.55.56.57.58.59.60.61.62.63.64.65.66.67.68.69.70.71.72.73.74.75.76.77.78.79.80.81.82.83.84.85.86.87.88.89.90.91.92.93.94.95.96.97.98.99.100.101.102.103.104.105.106.107.108.109.110.111.112.113.114.115.116.117.118.119.120.121.122.123.124.125.126.127.128.129.130.131.132.133.134.135.136.137.138.139.140.141.142.143.144.145.146.147.148.149.150.151.152.153.154.155.156.157.158.159.160.161.162.163.164.165.166.167.168.169.170.171.172.173.174.175.176.177.178.179.180.181.182.183.184.185.186.187.188.189.190.191.192.193.194.195.196.197.198.199.200.201.202.203.204.205.206.207.208.209.210.211.212.213.214.215.216.217.218.219.220.221.222.223.224.225.226.227.228.229.230.231.232.233.234.235.236.237.238.239.240.241.242.243.244.245.246.247.248.249.250.251.252.253.254.255.256.257.258.259.260.261.262.263.264.265.266.267.268.269.270.271.272.273.274.275.276.277.278.279.280.281.282.283.284.285.286.287.288.289.290.291.292.293.294.295.296.297.298.299.300.301.302.303.304.305.306.307.308.309.310.311.312.313.314.315.316.317.318.319.320.321.322.323.324.325.326.327.328.329.330.331.332.333.334.335.336.337.338.339.340.341.342.343.344.345.346.347.348.349.350.351.352.353.354.355.356.357.358.359.360.361.362.363.364.365.366.367.368.369.370.371.372.373.374.375.376.377.378.379.380.381.382.383.384.385.386.387.388.389.390.391.392.393.394.395.396.397.398.399.400.401.402.403.404.405.406.407.408.409.410.411.412.413.414.415.416.417.418.419.420.421.422.423.424.425.426.427.428.429.430.431.432.433.434.435.436.437.438.439.440.441.442.443.444.445.446.447.448.449.450.451.452.453.454.455.456.457.458.459.460.461.462.463.464.465.466.467.468.469.470.471.472.473.474.475.476.477.478.479.480.481.482.483.484.485.486.487.488.489.490.491.492.493.494.495.496.497.498.499.500.501.502.503.504.505.506.507.508.509.510.511.512.513.514.515.516.517.518.519.520.521.522.523.524.525.526.527.528.529.530.531.532.533.534.535.536.537.538.539.540.541.542.543.544.545.546.547.548.549.550.551.552.553.554.555.556.557.558.559.560.561.562.563.564.565.566.567.568.569.570.571.572.573.574.575.576.577.578.579.580.581.582.583.584.585.586.587.588.589.590.591.592.593.594.595.596.597.598.599.600.601.602.603.604.605.606.607.608.609.610.611.612.613.614.615.616.617.618.619.620.621.622.623.624.625.626.627.628.629.630.631.632.633.634.635.636.637.638.639.640.641.642.643.644.645.646.647.648.649.650.651.652.653.654.655.656.657.658.659.660.661.662.663.664.665.666.667.668.669.670.671.672.673.674.675.676.677.678.679.680.681.682.683.684.685.686.687.688.689.690.691.692.693.694.695.696.697.698.699.700.701.702.703.704.705.706.707.708.709.710.711.712.713.714.715.716.717.718.719.720.721.722.723.724.725.726.727.728.729.730.731.732.733.734.735.736.737.738.739.740.741.742.743.744.745.746.747.748.749.750.751.752.753.754.755.756.757.758.759.760.761.762.763.764.765.766.767.768.769.770.771.772.773.774.775.776.777.778.779.780.781.782.783.784.785.786.787.788.789.790.791.792.793.794.795.796.797.798.799.800.801.802.803.804.805.806.807.808.809.810.811.812.813.814.815.816.817.818.819.820.821.822.823.824.825.826.827.828.829.830.831.832.833.834.835.836.837.838.839.840.841.842.843.844.845.846.847.848.849.850.851.852.853.854.855.856.857.858.859.860.861.862.863.864.865.866.867.868.869.870.871.872.873.874.875.876.877.878.879.880.881.882.883.884.885.886.887.888.889.890.891.892.893.894.895.896.897.898.899.900.901.902.903.904.905.906.907.908.909.910.911.912.913.914.915.916.917.918.919.920.921.922.923.924.925.926.927.928.929.930.931.932.933.934.935.936.937.938.939.940.941.942.943.944.945.946.947.948.949.950.951.952.953.954.955.956.957.958.959.960.961.962.963.964.965.966.967.968.969.970.971.972.973.974.975.976.977.978.979.980.981.982.983.984.985.986.987.988.989.990.991.992.993.994.995.996.997.998.999.1000.1001.1002.1003.1004.1005.1006.1007.1008.1009.1010.1011.1012.1013.1014.1015.1016.1017.1018.1019.1020.1021.1022.1023.1024.1025.1026.1027.1028.1029.1030.1031.1032.1033.1034.1035.1036.1037.1038.1039.1040.1041.1042.1043.1044.1045.1046.1047.1048.1049.1050.1051.1052.1053.1054.1055.1056.1057.1058.1059.1060.1061.1062.1063.1064.1065.1066.1067.1068.1069.1070.1071.1072.1073.1074.1075.1076.1077.1078.1079.1080.1081.1082.1083.1084.1085.1086.1087.1088.1089.1090.1091.1092.1093.1094.1095.1096.1097.1098.1099.1100.1101.1102.1103.1104.1105.1106.1107.1108.1109.1110.1111.1112.1113.1114.1115.1116.1117.1118.1119.1120.1121.1122.1123.1124.1125.1126.1127.1128.1129.1130.1131.1132.1133.1134.1135.1136.1137.1138.1139.1140.1141.1142.1143.1144.1145.1146.1147.1148.1149.1150.1151.1152.1153.1154.1155.1156.1157.1158.1159.1160.1161.1162.1163.1164.1165.1166.1167.1168.1169.1170.1171.1172.1173.1174.1175.1176.1177.1178.1179.1180.1181.1182.1183.1184.1185.1186.1187.1188.1189.1190.1191.1192.1193.1194.1195.1196.1197.1198.1199.1200.1201.1202.1203.1204.1205.1206.1207.1208.1209.1210.1211.1212.1213.1214.1215.1216.1217.1218.1219.1220.1221.1222.1223.1224.1225.1226.1227.1228.1229.1230.1231.1232.1233.1234.1235.1236.1237.1238.1239.1240.1241.1242.1243.1244.1245.1246.1247.1248.1249.1250.1251.1252.1253.1254.1255.1256.1257.1258.1259.1260.1261.1262.1263.1264.1265.1266.1267.1268.1269.1270.1271.1272.1273.1274.1275.1276.1277.1278.1279.1280.1281.1282.1283.1284.1285.1286.1287.1288.1289.1290.1291.1292.1293.1294.1295.1296.1297.1298.1299.1300.1301.1302.1303.1304.1305.1306.1307.1308.1309.1310.1311.1312.1313.1314.1315.1316.1317.1318.1319.1320.1321.1322.1323.1324.1325.1326.1327.1328.1329.1330.1331.1332.1333.1334.1335.1336.1337.1338.1339.1340.1341.1342.1343.1344.1345.1346.1347.1348.1349.1350.1351.1352.1353.1354.1355.1356.1357.1358.1359.1360.1361.1362.1363.1364.1365.1366.1367.1368.1369.1370.1371.1372.1373.1374.1375.1376.1377.1378.1379.1380.1381.1382.1383.1384.1385.1386.1387.1388.1389.1390.1391.1392.1393.1394.1395.1396.1397.1398.1399.1400.1401.1402.1403.1404.1405.1406.1407.1408.1409.1410.1411.1412.1413.1414.1415.1416.1417.1418.1419.1420.1421.1422.1423.1424.1425.1426.1427.1428.1429.1430.1431.1432.1433.1434.1435.1436.1437.1438.1439.1440.1441.1442.1443.1444.1445.1446.1447.1448.1449.1450.1451.1452.1453.1454.1455.1456.1457.1458.1459.1460.1461.1462.1463.1464.1465.1466.1467.1468.1469.1470.1471.1472.1473.1474.1475.1476.1477.1478.1479.1480.1481.1482.1483.1484.1485.1486.1487.1488.1489.1490.1491.1492.1493.1494.1495.1496.1497.1498.1499.1500.1501.1502.1503.1504.1505.1506.1507.1508.1509.1510.1511.1512.1513.1514.1515.1516.1517.1518.1519.1520.1521.1522.1523.1524.1525.1526.1527.1528.1529.1530.1531.1532.1533.1534.1535.1536.1537.1538.1539.1540.1541.1542.1543.1544.1545.1546.1547.1548.1549.1550.1551.1552.1553.1554.1555.1556.1557.1558.1559.1560.1561.1562.1563.1564.1565.1566.1567.1568.1569.1570.1571.1572.1573.1574.1575.1576.1577.1578.1579.1580.1581.1582.1583.1584.1585.1586.1587.1588.1589.1590.1591.1592.1593.1594.1595.1596.1597.1598.1599.1600.1601.1602.1603.1604.1605.1606.1607.1608.1609.1610.1611.1612.1613.1614.1615.1616.1617.1618.1619.1620.1621.1622.1623.1624.1625.1626.1627.1628.1629.1630.1631.1632.1633.1634.1635.1636.1637.1638.1639.1640.1641.1642.1643.1644.1645.1646.1647.1648.1649.1650.1651.1652.1653.1654.1655.1656.1657.1658.1659.1660.1661.1662.1663.1664.1665.1666.1667.1668.1669.1670.1671.1672.1673.1674.1675.1676.1677.1678.1679.1680.1681.1682.1683.1684.1685.1686.1687.1688.1689.1690.1691.1692.1693.1694.1695.1696.1697.1698.1699.1700.1701.1702.1703.1704.1705.1706.1707.1708.1709.1710.1711.1712.1713.1714.1715.1716.1717.1718.1719.1720.1721.1722.1723.1724.1725.1726.1727.1728.1729.1730.1731.1732.1733.1734.1735.1736.1737.1738.1739.1740.1741.1742.1743.1744.1745.1746.1747.1748.1749.1750.1751.1752.1753.1754.1755.1756.1757.1758.1759.1760.1761.1762.1763.1764.1765.1766.1767.1768.1769.1770.1771.1772.1773.1774.1775.1776.1777.1778.1779.1780.1781.1782.1783.1784.1785.1786.1787.1788.1789.1790.1791.1792.1793.1794.1795.1796.1797.1798.1799.1800.1801.1802.1803.1804.1805.1806.1807.1808.1809.1810.1811.1812.1813.1814.1815.1816.1817.1818.1819.1820.1821.1822.1823.1824.1825.1826.1827.1828.1829.1830.1831.1832.1833.1834.1835.1836.1837.1838.1839.1840.1841.1842.1843.1844.1845.1846.1847.1848.1849.1850.1851.1852.1853.1854.1855.1856.1857.1858.1859.1860.1861.1862.1863.1864.1865.1866.1867.1868.1869.1870.1871.1872.1873.1874.1875.1876.1877.1878.1879.1880.1881.1882.1883.1884.1885.1886.1887.1888.1889.1890.1891.1892.1893.1894.1895.1896.1897.1898.1899.1900.1901.1902.1903.1904.1905.1906.1907.1908.1909.1910.1911.1912.1913.1914.1915.1916.1917.1918.1919.1920.1921.1922.1923.1924.1925.1926.1927.1928.1929.1930.1931.1932.1933.1934.1935.1936.1937.1938.1939.1940.1941.1942.1943.1944.1945.1946.1947.1948.1949.1950.1951.1952.1953.1954.1955.1956.1957.1958.1959.1960.1961.1962.1963.1964.1965.1966.1967.1968.1969.1970.1971.1972.1973.1974.1975.1976.1977.1978.1979.1980.1981.1982.1983.1984.1985.1986.1987.1988.1989.1990.1991.1992.1993.1994.1995.1996.1997.1998.1999.2000.2001.2002.2003.2004.2005.2006.2007.2008.2009.2010.2011.2012.2013.2014.2015.2016.2017.2018.2019.2020.2021.2022.2023.2024.2025.2026.2027.2028.2029.2030.2031.2032.2033.2034.2035.2036.2037.2038.2039.2040.2041.2042.2043.2044.2045.2046.2047.2048.2049.2050.2051.2052.2053.2054.2055.2056.2057.2058.2059.2060.2061.2062.2063.2064.2065.2066.2067.2068.2069.2070.2071.2072.2073.2074.2075.2076.2077.2078.2079.2080.2081.2082.2083.2084.2085.2086.2087.2088.2089.2090.2091.2092.2093.2094.2095.2096.2097.2098.2099.2100.2101.2102.2103.2104.2105.2106.2107.2108.2109.2110.2111.2112.2113.2114.2115.2116.2117.2118.2119.2120.2121.2122.2123.2124.2125.2126.2127.2128.2129.2130.2131.2132.2133.2134.2135.2136.2137.2138.2139.2140.2141.2142.2143.2144.2145.2146.2147.2148.2149.2150.2151.2152.2153.2154.2155.2156.2157.2158.2159.2160.2161.2162.2163.2164.2165.2166.2167.2168.2169.2170.2171.2172.2173.2174.2175.2176.2177.2178.2179.2180.2181.2182.2183.2184.2185.2186.2187.2188.2189.2190.2191.2192.2193.2194.2195.2196.2197.2198.2199.2200.2201.2202.2203.2204.2205.2206.2207.2208.2209.2210.2211.2212.2213.2214.2215.2216.2217.2218.2219.2220.2221.2222.2223.2224.2225.2226.2227.2228.2229.2230.2231.2232.2233.2234.2235.2236.2237.2238.2239.2240.2241.2242.2243.2244.2245.2246.2247.2248.2249.2250.2251.2252.2253.2254.2255.2256.2257.2258.2259.2260.2261.2262.2263.2264.2265.2266.2267.2268.2269.2270.2271.2272.2273.2274.2275.2276.2277.2278.2279.2280.2281.2282.2283.2284.2285.2286.2287.2288.2289.2290.2291.2292.2293.2294.2295.2296.2297.2298.2299.2300.2301.2302.2303.2304.2305.2306.2307.2308.2309.2310.2311.2312.2313.2314.2315.2316.2317.2318.2319.2320.2321.2322.2323.2324.2325.2326.2327.2328.2329.2330.2331.2332.2333.2334.2335.2336.2337.2338.2339.2340.2341.2342.2343.2344.2345.2346.2347.2348.2349.2350.2351.2352.2353.2354.2355.2356.2357.2358.2359.2360.2361.2362.2363.2364.2365.2366.2367.2368.2369.2370.2371.2372.2373.2374.2375.2376.2377.2378.2379.2380.2381.2382.2383.2384.2385.2386.2387.2388.2389.2390.2391.2392.2393.2394.2395.2396.2397.2398.2399.2400.2401.2402.2403.2404.2405.2406.2407.2408.2409.2410.2411.2412.2413.2414.2415.2416.2417.2418.2419.2420.2421.2422.2423.2424.2425.2426.2427.2428.2429.2430.2431.2432.2433.2434.2435.2436.2437.2438.2439.2440.2441.2442.2443.2444.2445.2446.2447.2448.2449.2450.2451.2452.2453.2454.2455.2456.2457.2458.2459.2460.2461.2462.2463.2464.2465.2466.2467.2468.2469.2470.2471.2472.2473.2474.2475.2476.2477.2478.2479.2480.2481.2482.2483.2484.2485.2486.2487.2488.2489.2490.2491.2492.2493.2494.2495.2496.2497.2498

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

4 審は明らかではないとしても、決議に影響を全く及ぼしていないとはいえない。

よって、「決議に影響を及ぼさないもの」ではない。

3. 3. さて、本件の瑕疵は「株主総会等の一決議の方法が法令...」に違反することである。また、民法251条本文に反する106条に比し、前者の同意による決議は、法令違反によるもので「事実が重大」である。

4. 以上より、本件の瑕疵が軽微なとして、数量未即による決議の知の否定は認められない。

10 第3. 以上より、Xの請求は認められぬ。

以上

15 H27判例を基に答を作成していること、その内容が非常に読みやすい。答が正しい。

この調子で、民法の下はい。奇文は正確に!! (添削=7/18日入社)

20	
25	

なぜ「重大」と評価されるのか、理由が書いてあるのはいい。答えは「251条」より。106条は「事実が重大」は、事実が重大は、金額の公益性を害するものがあるという理由から、否定します。